

昭和二十三年三月十二日（水）



人口問題審議会第九回第一部会議事速記録

於 九 亾 會 館

一、開会 午後〇時四十五分

一、議事 部会長及び部会長代理の互選について

潜在失業対策に関する件

一、閉会 午後二時三十分

出席者 (五十音順)

会員 永井亨

奉員 飯沼一省 大志摩孫四郎

賀川豊彦 工藤昭田郎

沢田節藏 滝田繁雄

寺尾琢磨 田辺実

藤林敬三 堀田健男

瀬直養 諸井貴一

専門委員

幹

事

北 館

岡

寿

逸

穂

黑 水

本 多

利 勝

克 二

田

信

邦

(代)

磯

野

太

郎

(代)

靜

一

(代)

佐

竹

太

郎

(代)

島 告 加 立 有

藤 川 馬

宗 信 太 郎 (代)

保 (代) 中 橋

野 本 寿 三 男 (代)

正 一 (代)

(代)

(代)

(代)

(代)

(代)

(代)

午後零時四十五分開議

○永井会長 それでは人口問題審議会第一部会を開会いたします。

初めに部会長及び部会長代理の互選を行います。

○沢田委員 僕越ですか、私から一つ発言をさせていただきます。藤林さんに部会長

を、これから寺尾さんに部会長代理をお願いいたしたいと存じます。(拍手)

○永井会長 それでは藤林委員を部会長に寺尾委員を部会長代理にお願いする二点と
いたします。藤林さん、どうぞ……

○藤林委員 第一部会の部会長に御推举を願いましたが、もとより私よりも先輩の方
方も多數おられますし、またこの会の部会の委員としてしまして、私はいろ
いろな用事のためにとかく定期出席をし得ないような事情もございまして、不
適任ではございますが、せつか人の御推举でござりますので、お引き受けをせ
ざるを得ないと思います。永井会長のお手傳いあるいは部会はどうせ全体の下
請的な仕事をすることにならうかと思います。せつかく新しい会長をおきまり

の二と申しますので、ざるだけこの部会としてまだ私個人としたしまし。

こも、永井さんのお手伝いをしたいという気持だけは十分に持つておうますので、二の際そのことを申し上げまして、部会の委員の各位の御鞭撻をお願いいたしたいと思います。入口問題の専門家でもございませんけれども、ついでに二の際御了解を願いたいと思います。何分よろしくお願ひいたします。(拍手)

それからちよつと「あいさつ申し上げますが、今申しましたように、実は私

本日午前中から別な用事がございましたのですが、永井会長のたつての、どうしても出席しろといつ御命令ございましたして、午前中の用事を差し繰りまして出て参りましたのでありますが、午後は社会保障制度審議会の国民年金の特別委員会を開いておりますが、それが午後一時からござります。私がこちらの方の特別委員長でございますので、今、案がようやく固まりつつある重大な段階でございまして、これもどうも出席をはずすわけにいかないのござります。

その上なお中労委の委員会もございまして、本日は私としてはあちらこちらに

若干ずつ御迷惑をかけて委員会に顔を出さなければなりませんよう事情もござ
いまして、せつかくの新たに発足をいたしました審議会として、かつまた部会
として審議事項もある中、部会長の御推挙を受けておうながらこの席を退席
せざるを得ないのはまことに申しわけない次第でありますか、この点御了承を
願いまして、あとほんとに恐縮であります、寺尾さんにお願いいたします
て、私の退席をお認め願いたいと思います。(拍手)

○寺尾委員 ちよつと私が申し上げますが、たゞいま部会長代理に指名されました
けれども、私は実はこの第一部会だけではなく、第二部会及び白書の特別委員会
にも参加しております、二つに人口問題研究会の中の第二部会をお引き受け
してあるようなわけがございまして、どうも第一部会の部会長代理としては、
はなはだ不適当ではないか。私の今までやつておきましたことからいいまして
も、主として第二部会的な仕事をやつておきましたので、できればほかの方を
代理にお送り願えればありがたいと思ひます。ことにもう一つ、藤林君と私と

は学校の同僚でございまして、その点でも、何だかいかにも同じ学校に先寄つてしまうというのもいかがかと思われますので、もう一やん一つ代理の方を御人選願えればけつこうだと思ひます。いかがござりますか。どうかお願ひいたします。

○永井会長 そうおっしゃいますが、あなたが辞退するとどうますと、またほかにも辞退するという方が出でるので、一の老人も一応引き受けましたから、それに見じて、一つまげて御承認願いたいと思ひます。

○沢田委員 私も一つ異議を申し上げさせたいと思います。寺尾さんの御趣旨はよくわかりますが、まあ一つ……。

○寺尾委員 委員長がいなくなつてしまつて、一体きょうどういうことをやるのかも私は全然存じませんし、予定を伺いますと大へん長い会議のようござりますので、ちよつと勤まらないかと思ひますが……。

○永井会長 どうぞ、私がわざで何しますから……。

○寺尾委員 それじゃそこに座りますけれども、仕事の方は心もとない次第でござりますが……。

〔寺尾委員、部会長席に着く〕

○寺尾部会長代理 先ほどお読みを願つた潜在失業対策に関する決議案につきまして、起草委員長の工藤先生から御報告を願います。

○工藤委員 起草委員長の工藤であります。本日は午前中に首都圈整備委員会がありまして、どうしてもその方に出来なければなりませんので、この総会には欠席いたしました。

この案を起草いたしますときにお前が委員長になつてしまつて止めようなどといふ話がございました。私はもともと不適任でござりますが、永井先生からどうしてもという御命令でござりますので、さすがに休みになつておりますが、稻葉さんが主としておまとめ下さるということでお引き受けしたようなわけでございます。

起草委員会は過去数回開いておりますが、起草委員会の方は、非常に御熱心に御出席下さいまして、活潑な御討議の末、お手元に差し上げてござります決議案ができたわけでござります。特に二の決議案の起草に際しましては、稻葉さんがみずから筆をとつていただき、その点は私ども大いに感謝いたしております。

内容はすでに説明せられて皆さん十分おわかりだろうと思いますが、三部に分れておりまして、「現状の分析」、「対策の方向」及び「対策の内容」となっております。これから二の内容について御審議いただきたいと思いますが、昨日石井委員があ見えになりまして、農業關係について少し訂正していただきたいという御要求があつたので、その点をまず御披露申し上げます。二十一ページの一項目「従来の農業政策における経済政策と保護政策的な政策との混交を漸次清算してゆくことを望みたい。」二の字句の言い回しにつきまして、「新長期経済計画により国民經濟が着実に成長し、非農業部門の人口が増大し、中

小企業の次第に近代化するに応じ、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹する二とを望みたい。「こういふうに変えていただきたい」という御意見があります。さらにそのヤージの大行目の一番下に「認識に徹底してほしい。」となつてあります、その「ほしい」を除きまして「これに基いて国民经济全般にわたる政策が実施せられることが必要である。」とつけ加えてもういたい。

さうにそのページの終りから大行目「これを農家として保全するよりも、むしろ別途の方向へ収用する積極的転換方策をうち出すべきである。」これを以下のように改める。「これを農業外に吸收する積極的な転換方策を産業政策全体として打ち出すべきである。」その三カ所を改めてもらいたいという御要求ござります。これもあわせて御審議をいただきたいと思います。この案の内容につきましては、御一読いただければ十分おわかりのことと思ひますので別に私がうつけ加えて御説明申し上げるほどないだらうと思ひます。何か御質問でもございましたら、私承知しておりますことをお答えすることにいたし

まして、なければ政策の方へ移つたいたいきます。

○寺尾部会長代理 ただいまの石井委員御訂正の部分について御意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○本多専門委員 字句の修正の点についでに一つ。二十九ページ二行目の最低賃金制の説明のところござりますが、「その実施に当つては彼ら」——これは労働者でありますか、「彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。」ここでの「制度上」という字句については、「事実上の措置をとる」という字句で説明してあつたのです。つまり制度上というところまでいかずに、労働者の意見が十分に反映されるように事実上の措置を十分に講ずるというふうになつてゐるので、もしごできるならばそれと平仄を合せてほしいという御希望があつた。この審議会では何も今度の法案をそのまま再確認する必要はないわけですがございますか、ただそういう御希望が現にございましたので、そういうふうなや

やらかくするかどうかということも御審議願いたいと思うのであります。

○滝田委員 労働者から出した事実上の措置というのは、中央賃金審議会で政府に対する最後の答申案を作るときにその文字は入っていなかつたのを、私が主張して入れたという経緯があるので。労働省はそのまま入れようという考え方ですけれども、私どもの言う事実上の措置というのは、ここに書かれてあるような制度的なものを要求しておつて事実上の措置というのを入れたわけです。御承知のようにここでも業者間の協定ではだめだという意味を書いてあるわけです。審議会に賃金の額を決定するような権限を持たせて、それに法的な拘束力を持つものでなければ最低賃金制度とはいえないのではないか。業者間協定というのは本来は最低賃金制度ではない、そういう点をここでもうたつているわけです。今のように事実上の措置といふか制度を意味しないものであるならば、業者間協定は不十分であるといつていること 자체がここでくずれてくることになるわけです。組織もない、労働者の発言力も、そん

十分に反映されていない。そういう業者間協定というものは本来の最低賃金制を意味するものでない。「ニキ一貫している思想からいつても「制度」というのは全体として生きてくるべきであつて、」この文字の表現によつて、事实上の措置というのがただ運営上の問題として考慮すべきものではない。私は「」の延縛に参加しておつた点から、今の労働省の意見には同意したい。今度の国際会はどう論議されるかわかりませんけれども、中央賃金審議会の答申が今度の政府の最低賃金法案の要綱となつて出てきたのですが、答申案がそのまま現在の要綱草案になつてはならぬ多分にある。そこも多分に論争があるとさうですが、「」ござせつがくいことを書かれていることが「」の字句の表現によつて本質にもとるどうなことは適當がないと思います。せつかく全般にわたつていい内容の案を起草していただきまして、「」の内容については異存がないわけですがれども、最後の方で対策全体をうにう際に説明が多過ぎると私は思う。解説的記事ならこれでいいのですが。こういった「対策の内容」というものについて、「われわれ

は」というようなことは、この「われわれ」とは一体だれをさしているのか。

第一部会の人たち、あるいは審議会の委員だけを「われわれ」といつているのか。こういう対策の表現の仕方がいいのかどうか私は多少疑問がある。へ、ス、
3という項目も、これを短かく表現して、「産業政策の基本方向」については
これこれこうだというふうに二、三行で表わすようにして、あと重要な
項目に理由なり何なりをつけていくことにすれば浮び出せると思うので
す。平面的に解説的に書かれて、何を言わんとして、どこに重点があるのかわ
かりにくいのです。さればそういうふうに文章の整理をしていただいた方が、
一般に訴える意味においても、だれが見ても理解しやすいように思います。

○寺尾部会長代理 今滝田さんのおっしゃった面も含めて、先ほどの石井さんの御提
案とあわせて審議していくべきだ、と思います。

○沢田委員 議事進行の問題ですが、今全般的な話もありますが、質問とか、あるいは
はそれにに対する意見を今申し上げたいのですが。一般討議、というような格好でい

いのですか。

○寺尾部会長代理 もうの会議はそれが中心です。答申案の討議なんです。それでいいと 思います。

○沢田委員 全般的にここにまとめられた起草委員に敬意を表します。工藤さんには御苦労さまと言いたい。いろいろお聞きしたいことがあります。が長々たらしくなりますから……。最後のページの初めの行に「海外への雇用の道の開拓」と書かれていますが、これはどういう意味でしようか。

○工藤委員 これは海外移民とか、技術者を海外に送るとか、あるいは中小企業者を海外に持っていく、そういうものをひらくめていってあります。

○沢田委員 それならばもう少し表現を直していただきたい。この審議会の同僚委員の方々はみなその道の達人でありますから、非常に敬意を表するのですが、どうも海外移住に対する熱意が私から見ると足りないと 思います。いつか忘れましたけれども、人口収容力に関する答申を作りましたときにもほとんど私一

人で申し上げておつたのですが、海外移民のことを強調しても、それじや人口問題の解決ははかれないといふような御意見の持ち主が相当多いよう了解したのです。今度もそのことは初めの草案には手ぬるい表現しかありませんでしたので、本多さんにいろいろお願ひして四行を入れてもらいましたが、やはり少し熱の表現が文学に現われているような気がする。日本人の海外への雇用というのは、ちよつとわたりませんか。海外移住のことについて今の政府もいろいろやつていることはわかりますけれども、十分効果を上げておられぬことを遺憾に思つります。教育制度の刷新も職業教育の徹底も大事でありますから、入口収容力のことを考へ、かつまた潜在失業者のことを考えますと、これは大きな題目を含んでいると思います。ただつけたりにさしみのつまにしておくにはあまりに重大な問題だと思つたのです。先づつてこの資料を送つていただきて拝見したときに、やつぱり前と同じような考え方をしておるなどいうことが痛感されました。

それからもう一つ、潜在失業者の解消ということは人口収容力の問題と非常に關係の深い問題だと思うのです。われわれの審議会には委員の中にいろいろその道の関係者もおられます。どうもこれまでのなにから見ますと、皆さんは忙しい時間をさして御検討なつて政府に建議したことでも二、三あるのです。ところがそれが建議のしつばなしで、そのあとどうなつたか。これは家族計画の問題については厚生省の当局から一やん承わつたことがありました。

人口収容力の問題はその後どういうふうになつたのか。あれは非常に本範囲問題であつて、山際正道君が委員長でやつてくれたのですが、非常にけつこうなものになつた。けれども、あれの重大な涵旨は、あれをどれだけ実行するか、ということが重大なのです。あそこに羅列してある作文は、悪くいえばきりめて

平気なものであります。だが、それが実行されないからいつまでも強調していなければならぬというものです。今度潜在失業者の問題を解決するという問題に考慮を及ぼします際に、一年年だつたと思ふの、どうぞあります。人口収容力に関する二点ござりました答申を政府に建議した。政府があれを御採用になつて施策を進めておられにならば、——それは潜在失業者は残りますけれども、あの大手方策が進められておつたならば、潜在失業者のある者はすゞに幾分かの解決を見ていらるべきだと思うのですが。ところが、これは十六日でしたか、人口収容力に関する対策を想起してほしいうふうです。ところが、これは十六日でしたか、人口収容力を実行しないか。あれを実行した上になお潜在失業者の問題が残つてあるかな、それをどうせよといふことなら、審議会の順序、段階に落ちついてくる。

想起するだけどうつちやうかしておいて、ラッチャウかしてと言つては失禮で
すけれども、実行不能にあつて何だか末端のことを取り上げておられるよ
うに思ふ。第一は収容力に関する問題について、政府として全部実行がくること
はむずかしいことがあろうと思ひますけれど、御趣旨はくんでいただいて……。
あれほどこまでいつてゐるのか。

○寺尾部会長代理 沢田先生

ちよつと申し上げますけれども、なるほど海外移住に
関する表現が弱いというふうな感じを受けますけれども、実は移民の問題は、
問題が非常に重大だというのと同時に第二部会の課題になつてあります。こ
だけを特に取り上げるというプランに合つております。この審議会のいわば母
体となつておる人口問題研究会の中の委員会で、この第二部会の課題、例の

家族計画と移民とそれから質の問題とがさへに与えられておる。それについても実は数回会を崩いたのですがけれども、これはあまりにまずかしいものですが、まだ成案が出ておらずいために、私の方から持ち出すことがまだできないのです。私どもとして問題を整へておるのではなく、いわば分業をやろうといふので、そのおつもりでこの問題を特に取り上げられなかつたのではないから思ふのです。そのことは起草された稲葉さん自身も御承知のはずなんですね。

○ 次田委員 わかりました。その二とも知らぬわけではなしのですが、それならばそれが、「海外への雇用」というのでは観念が一致しますか。海外移住という大きな問題を「海外への雇用」ということで聞く人は同じものと思いましょうかね。

本多専門委員 今おっしゃる字句どうぞしますけれども、「海外への雇用」という

言葉が出て参りましたわけは、海外移住のほかに短期移民、例の西独への短期移民、ああいうような問題を含めて雇用問題を扱っているのですから、雇用という言葉で表現したつもりなんです。

○沢田委員 ドイツの炭鉱に労働者をやるとか、北米に短期労務者をやる、それから建築技師の問題も出でますが、みんな海外移住ですよ、現在は全部そういうものをいいうのです。

○本田専門委員 移住といいますと、今までの常識では定着ということを予想するので……。農業移民、企業移民もどんどんやりますし、企業で行く移民は十分雇用の問題がたくさん出てきます。

○寺尾部会長代理 移民と雇用と二つのものをここに書いたらいいのでしょうか。

○大志摩委員 私はさう初めて実は部会に出席させていたしましたが、あまり専門的な具体的な問題については、この書類もけさ初めて拜見した程度でありますので……。ただ私の持っております海外移住振興会社の立場からは、移住問題としては人口問題、こういうことに重大な関連がある問題であります。人口収容力の問題と移住問題、これは非常に重大な関係がありますが、これを拜見いたしますと、人口収容力の問題について特に潜在失業者のみの問題を取り上げておられるようですが、潜在失業の問題じやないのです。潜在失業だけの問題でも専門の委員会を用いて考慮しておられると思うのですが、ねらいどころで国内的にしかものを考えていない。日本の移住問題といふものは、もう少し国際的視野に立つてものを見なければならぬのじやないか、今部会長の御説明で、その方面はオニ部会において研究されてある、こうなつておりますから、それはそれでけつこうでしょう。けつこうですが、これはやはり国内対策の問題と国外対策の問題と二つに大別できるのではないか。しかし、それじ

や国内対策はどうだ、国外対策はどうだといったところで、関連のある問題ですから両々相まって失業対策も完璧なものになる。それだから、今澤田委員が御指摘になつたように、ここは触れるならば“海外への雇用の道を開拓するというふうなことは、どうも不十分じゃないか。書くなれば、海外居住の問題は別個に対策の一項でも書いておかれたならばいいし、今移住を大別すれば、永久定着移住と一時的の雇用と二つある。具体的な実例をあげてもいいのであります

が、たとえばドイツに短期に労働者を出す、これはつまり出かせぎです。それから北米のカリフォルニアへの短期移民、これは千人ほど三年間行って帰ってくるもので繰り返しやられている、これも一種の出かせぎです。確かに雇用なんです。それからもう一つ、ブラジルあたりでコルノ移民という種類の移民がある。どういうのかといふと、向うの農業経営者、ことにコーヒー園の地主の雇い人で行く。これはすいぶんたくさんある、そして一番最初にブラジルへ行ったのはもう五十年にもなりますが、初めての本巻はコルノで、一種の雇用移民

だつたのです。それがだんだん独立して移住権を持ち、今ではりっぱな土地所有権者になつて、中地主、大地主になつてゐる。最近私が考へてゐることは、日本の農業人口重圧をその急進から救うためには、家族連れを単位とした定着農民をどうしてもやらなければならぬ。移住会社の現在の方針も家族単位の移住をやつてあるのです。これもやはり移住なんです。移住といふ概念の中には、短期の本かせぎ、コルノミたひな種類の移住、それから農業の定着移住、それからさつき工藤委員のおつしやつた中小企業の移住といふ問題も起つてきている。また技術移住、こうひういろいろなものを一緒に含めてここで書いてしているととればいいけれども、これでは一時雇いの出かせぎのような移民の意味にしかされないので、何か不十分じやないか。そういうふうな問題は別途に考えておるんだとかなんとか書いてあればよろしいが、單に雇用の開拓というふうな程度のこととはいかがか、こうひうふうに私は考えます。

○工藤委員　澤田先生からお話をあつた問題は、実は起草委員会でも、もっと補つ

て書けという意見も出たのですが、これはオニ部会で持つておるからそちらの方で御検討願うとして、今大志摩さんからお説のありました点ですが、この表現でやつたつもりなんです。別途開拓の措置が要請せられるからということでもって特にオニ部分で取り上げてもらうことになったわけなんです。しかし海外雇用も海外移住で常識的に包括されれば海外移住に直していただきても……。

○大志摩委員 別途に考えてあるならば、そういうふうに直していただければわれわれとしても満足です。

○寺尾部会長代理 本多さん、いかがでしょうか。

○本多専門委員 ケッこうです。

○工藤委員 滝田委員からおしかりを受けたのですが、いすれ案ができまして総会に諮りますから、委員の方々という意味で御解釈いただきたいと思います。それから「対策」が平面的で冗長になつておるといふことは、まことにその通りでございます、大体、案の起草といふことがなかなかむずかしいことにして、ナ

うやく……まあやまとめたのですが、これを書き直すということは骨が折れる。

されば、内容的にはここに一応盛られてあるということでお許し願えたらと思つてゐるのです。やはりもう少しすっきりさせろということでござりますなれば……。

○寺尾部会長代理 カツキお話しの「制度上」という文字はいかがでしよう。

○諸井委員 制度上と申しますと、最低賃金制度の上から考慮することになると思うのです。最低賃金、これは組織されていところの労働者は別として考えるのですけれども、私は現在の日本の産業構造の中ににおける賃金、企業の格差というものを考えまして、全国一律の最低賃金というものはなかなかむずかしいと思うのです。私ども経営者の考え方として、将来最低賃金が全国一律であるということは理想として持つてしまなければならぬわけであります。現在のところ産業の諸条件から申しまして、そういう弱いところに一律の最低賃金制をつくことは困難であるということで、最低賃金制については審議会の意見

も加味されておったわけです。「制度上」を「事業上」に改めたいという瀧田さんの御意見でしたが、最低賃金を中央賃金審議会の方でどういうふうに受け取られたか知りませんが、弱いところに最低賃金制をしく場合には、労働者が十分な意見の反映といふことでなく、もっと根本的に中小企業対策、産業構造対策、そういうものが必要なんですね。そういうものが十分にそこへ反映されるようなものにしてもらいたいということが私どもの考え方にはあつたわけです。それで中小企業対策、そういうものも含めまして、労働省の言われるようす事実上の考慮が松わること、が望ましいということにしていただきたい方がいいのではないかと思います。

それから、その前のページに「単に業者間協定を事後的に公認する」という仕方ではなく」となっておりますけれども、単に業者間協定を事後的に公認するという仕方のみでいいているのではないのです。そのほかにやはり地方の賃金審議会あるいは中央賃金審議会の積極的な参与を受けるようなことになつて

おりますから、一これは「仕方でではなく」というふうな言葉にしないで、何かもう少しやわらかい言葉で表現されたらいいと思ひます。

○滝田委員 どうしても日経連や商工会議所の意見と私どもの意見は対立する意見になつてしまふわけなんですか……。これは委員長、稻葉さんがお書きになつたわけですね。実は稻葉さんは中央賃金審議会の答申案を依頼された御本人であるわけです。だから中央賃金審議会の出された答申案と同じ精神で書かれてあると思うのです。そう違つたアイデアが入つてあるとは考へられない。せつかくの御意見ですけれども、同じ人が両面にわたつて書かれておるのでから、私はこの原案をやはりそのまま生かしていただきたい。中小企業対策が必要だということについては私も同感です。だからといって、ところで一方賃金そのものに労働者の意見が全然入りないで決定されていいかどうか。賃金決定についての労使対等の原則をどうお考えになつておられるのか。これは使用者に一方的につきに決定されるものではない。賃金は幾らほしいんだという要求が賃金決定につ

いて制度的になつていなければ、最低賃金というものがほんとうの意味において、法的な拘束力を持つようにしても一方的な賃金決定の様式になつてしまふ。こういう点ですから、全国一率にすることについては、日本の産業構造の実体からいうと時期尚早だとは私も思ひますけれども、その点は最大限に認めるとしても、それで賃金決定そのものが労働者の参加なしにされていいとはいえない。従つて産業なり業種なり地域的なりに賃金を決定するいわゆる業者間協定は、法的な拘束力を持つ際には労働者の意見が反映する形において賃金が決定されなければならない。こういう点から、原案の起草委員が同一人であるという関連からも取り入れていただきたいと思ひます。

それから、ここへどこか一項入れていただきたい問題は、「潜在失業対策に関する決議」となつておりますが、一方、雇用審議会においては、「失業対策、雇用対策について、就労時間はどうするか」ということがその第一項になつて出てきている。今度の答申案で雇用賃金部会における大きな骨組みになつ

ているのです。ここで情勢分析として、生産性は高まってきておるけれども、労働時間が非常に短かくて不安定な雇用と、片一方には長時間労働というものがあるから雇用問題がむずかしくなってきておる。これだけの情勢分析をしてしながり、労働時間については一言も触れていない。だから経済政策全体として経済企画庁の失業対策として、労働時間は短縮すべきである。国民全体の労働力をどう分配したり雇用対策としていいのかということが前文に出ているのに、潜在失業者の項では労働時間に全く触れてないということでは、総合的な観点からして不十分だと思います。ここにはまだ分析は触れておりませんけれども、昭和二十六年から今日までに、製造工業の労働者の労働時間は約五分伸びております。世界いずれの国においても生産性が高まり、技術が進歩しておりますにもかかわらず、労働力があり余つてあるのに労働時間が長くなつておるというような国は日本だけだと私は記憶しております。私の認識に基く限り、いかなる国といえども、労働力と生産性の関係を見ると、労働時間が短縮され

ることによって完全雇用の素地を作り出していっている傾向にあるのです。ここに勞働時間の問題について一項入れていただきたいということを意見として出しておきたいと思います。

○賀川委員 この答申案を拜見いたしまして、大体よくで上つてあると思います。

しかし私は具体性に欠けていると思う。たとえば六ページの一一番末尾の行にてにもかゝわらず彼らは完全に離農あるいは離村であります。猫瀬大の土地にしばりつけられてゐる。こうあるのですが、東畑さんが成された三十三年の農業年鑑には一年年の離村が百十三万人、こんなに離村した人が一年間にあるのかとびっくりしちやつた。それから急に猫瀬大の農地を売られて、ここにも書いてありますように、金持ちはどんどん金持ちになる、小作人は小作人であることをやめちゃつて町へどんどん出ちゃう。離村どころじやない、完全な離農です。十九世紀の終りイギリスの農業。プロレタリアのやうな完全離農です。今日本では貧乏人の小作人は町へ出ちゃう、村の人々は、やや完全なる農地を持つてお

るもののはかは村を捨てる傾向が一年年あたりから急激にふえてある。専門的の書物にそういうふうにあるのでこここの文字が気になるのです。大体においては作文は非常によくできであるのだけれども、人口収容力のようには具体性があるものを一つここにお願いしたい。この前私は人口収容力のとくにクロレラの話をしたのですが、私は日本の山岳農業、樹木作物についても考えてある。日本では北海道などだいぶ木を切るところがふえてきましたが、二千四百万町歩の土地、山をほうつてあるのです。杉の木がおもになつてあるのですが、私は切れる木を植えてほしいと思う。ちょっと脱線いたしますけれども、一月の十日から私はマレー半島に行ってきたのです。実際向うは、汽車を乗る人をシンガポールだけで三百人日本から雇用したいと要求している。また昨日私は福島の農村、渓村を回って帰ってきたのですが、それはもうさんたらんたる壊滅状態です。それは一つには農薬が発達し過ぎたこともあると私は思します。これについてももう少し考えてくれないと、日本の沿海漁業は壊滅します。また都

会から来てどんどん工場を建てるのですから美しい農場を壊滅させている。人口収容力のお話を中で済まないけれども、農業協同組合の生命共済、住宅組合、保険組合が進歩してきまして、農村では二千億円の契約高、積立金が二百亿円あります。それが中央金庫に一手に集まってしまって、村の農地保護、農村住宅の方面に向つておらない。最近の部落解放の問題にしても、日本の六千部落三百万户の貪農階級のいわゆる半失業、潜在失業の人々を救うためには、どうしても私は、山に樹木作物を作るなり、あるいは六千の部落、三百万の人々の八割五分は、村を造いやられて家を持たない。生命共済なり住宅組合の積立金が二百億円もあるのに、それを中央金庫が實際握つてしまつて誰がな。い。それをもう少しゆるめてほしいと思うのです。村におつても使えるようにしてほしい。こういうような具体的なことをこの資料に、字句の修正だけでは私は満足しない。箇條書きでもいいから、もう少し具体的に書いてもらいたい。半失業者を収容するのに村の協同組合にこういうふうな副業的施設とか工場を

いて、せっかく今の政府当局も、みんな大事なことだ、やるんだとおっしゃって
いるんだから、この審議会としては人口問題解決の見地からの海外移民問題を
考えてやってもらいたい。それをもしここでやられるならば陳述する機会を与
えていただきたいと思つております。

それからさつまお願いした人口収容力に関する一昨年の答申について結末が
どうなつてあるのかということですが、非常に重大な問題を含んでおりました
から、政府としても、そう簡単に右から左へとやることはむずかしいとは了解し
ております。あるいは問題があまりに広範に過ぎて、実施しようと思うけれど
もなかなかうまく進展せず、各省に関連することでもあり、かたがたこういう
事情もあるんだ、あるいはそのうち局部的に潜在失業者の問題を一つ取り上げ
て、今度は末端の方から本幹に突入してじこうといふお考えであるかもわから
ぬし、そちらのことを聞かしていただくことは、皆さんがこの問題を審議な
る上に非常に参考になるであろうと思います。それをよく心得ました上で話し

依るといつたようだ。たとえばこの前に人口収容力の話をしたとき、政府は五千万円出すと言つた。私はそれを監視してあるのですが、一つ飯沼先生、もう少し具体的に終りの方にでも書いておいてほしい。

○澤田委員 今、移民の問題につきましては、委員長のお話によると、この審議会としてもこの問題を重大視しているので、海外移住の問題を別個の三部会の方でやることになつていふことですか、ぜひそれはやつてもらいたい。この問題は、私は会長とも話したことがあるので、古い話ですよ。私の今日まで聞かされてあるところでは、いろいろずいぶん考へてゐるけれども、どうも審議進展しないような状況ではないか、ということを私は思うのです。委員長が今そういうふうにやりますからとおっしゃる以上はほんとうにしつかりやつてもらいたい。あるいは内閣に海外移住審議会があり、外務省にも海外移住審議会がありますし、民間の団体もいろいろやっておりまして、この審議会が設置されておるということはダブル面もあるけれども、あらゆる面から突つ

合うことが必要ではないかと思うのです。

オ三には、できたこういうものを批判することはやさしい。しかし作る方の苦勞は、工藤委員長もみなみならぬ御苦労をなされたことはわかります。滝田さんのおしゃったこともよくわかるが、これを決議案として出す以上はやはりもう少し簡潔にしていただきたいと思うのです。

○滝田委員 オ三部の「対策」というのは説明が要らぬと思うのです。

○滝田委員 工藤委員長の御苦心のほど、ごもつともとよくわかります。滝田さんもそうやかましく言っておられるのではないかだと思します。私も初め読んであなたと大体同じ感想を持ちましたよ。確かにやっと重点に入れてほしいうのです。

○滝田委員 書いてあることは書いてあるんです、評論的ですが。けれども「対策」というところは具体案だけ書いていただきたい。十九ページ以下を整理していただきたい。

○諸井委員 「制度上」の話ですか、稻葉さんが中央賃金審議会の起草委員長として
おやりになりました。同じ稻葉さんが両方に使い分けられたのはどういうのか
わかりませんが、事実上の措置ということになりますと、滝田さんのいろいろ
御心配になることも含まれると思うのです。かえって範囲が広くなると思うの
です。「制度上」ですと狭くなりまして、このまま実施しますればかえって賃
金争議が激化するばかりであります。これは稻葉さんに聞いていただきまして、
なるべく幅広く……。

○寺尾部会長代理 「事実上」という表現を当局がしてある。それをまた「ニ」で要求するのは
意味がない。ここで何か向うへ要求するとすれば、向うで考えてることをもつと徹底さした
形でやれと要求するのか、こういふところの使命じゃないのでしようか。

言の機会がどこにも与えられていない、というような、そんな片手落ちの最低賃金制度はあり得ないでしょう。ですから「事実上の措置」ということは何を意味するか、そういうことを制度化することが事実上の措置と考えてあるのですから、稻葉さんは欲しい分けしたのじゃなく、ここで具体的にうたつたのは制度だと私は考えるのです。そして中小企業の問題については別の面において十分中央賃金審議会の答申案の今度の要綱の中に盛られておりますから、日経連筋でそう御心配になることもないと思うのです。

それから、繰り返し言いますが、労働時間と雇用との関係は切り離して考えられません、現在の新しい国病として。

もう一つ、私がおかしいと思うのは、最低賃金制度の最も必要な産業分野は、
雇用者の組織の最も貧弱なところであるから雇用者の面だけをうたっています
けれども、同時にこういった方面は企業者の部面も一番貧弱なところなんですね。
最低賃金制のきめ方いかんではそういう企業がつぶれちゃうかも知れない
ということなんです。その点はここでは触れていないのですけれども、それは
両方いってもいいのではないかと思うのです。

○滝田委員　それは最低賃金で一番苦労したところでよくわかっているのですが、業
者間協定をきめる際に、これが最低賃金であると政府が命令を出す際には異議
の申し立てをすることもできるし、それから、それを申請するかしないかも業
者の意見による。それだけの保護的な措置がとられているのに、労働者の巻

○寺尾部会長代理　それは、どうでしよう。最低賃金制といふものは労働時間とのにらみ合せでさめられるのでしよう。

○竜田委員　現在の基準法で労働時間四十八時間で残業時間これこれとさめられていてけれども、四十八時間そのものが審議の対象になつたのです。そういう点につりては労働時間全体を現在一ヶ月の労働時間は約百九十五時間から二百時間、こういうよう一人の労働者に対して一ヶ月の労働時間を課しておいて、潜在失業者を六、七百万も出すというような二点、それで失業対策事業に百万の予算を組んで四人か五人しか雇用しておりません。それが二年とか三年とか勤続でさるような固定化した労働になればもつと効率的な労働時間が制度化されなければならぬ、こういう議論をした結果雇用審議会で現在の労働時間は短縮されなければならないが、これだけ分析しながら十九ページ以後の第三部の対策の内容というところに答えるが出ていない。付け付け、長く付けと言つて、片一方

に失業者を抱えてそれを所得の税金で能率の悪い失業対策をやれといふことは、一体、全体の能率でマイナスじゃないか、国家的な見地からそう言える。労働者が短かく働くことは仕事しないという意味じゃない、言つていふことは……。

○工藤委員 最低賃金の問題は非常にむずかしいから順を追つて漸次これを実現していくほかはないだろう、それで前に「望ましい」と書いて最後に「制度上の考

慮が払われる二とが望ましい。」と書いて強い表現にはなつていないのです。

○沢田委員 今の最低賃金の問題はよくわからぬから質問するだけの能力もありませんので沈黙しておりましたけれども、とにかく今工藤さんも全面的にはつとやゑといふことじやないよう書いておられただからこれでいいのじやないかと思うのですが、ただ問題がわからぬから聞くのです。最低賃金制度を確立する趣旨は潜在失業者をなくすためのものだとわれたが、これをやゑとかえて失業者をふやすといふ二とはないものでしようか。

○滝田委員 一年間の実績で、初め業者間協定という協定賃金をきめることには使用

者はほとんど反対だ、日経連、商工会議所の経営者の方たちは反対だった。そういう賃金を払うと中小企業はつぶれるという意見が強かつた。にもかかわらず去年一月の次官通牒を出して業者間協定を方々でやつた。東京でも静岡でも鳥取、あるいは四国というよう全国各地でやってみますと、いろいろな業種において、たとえばくつ屋さん、カバン屋さん、家具屋さん、縫・人縫、あるいはカン諾工場でそういうことをやつたのです。そうすると今までより賃金を一割、二割上げてもお互に協定した方が経営が安定するという結論が出たのです。つぶれるより健全化していく、マイナスの面よりもプラスの面が多く出たので、これは悪くないわいという感じが業者間に出てきたことが最低賃金をさめる一つの動機になってきていたわけです。具体的な例をあげますと、賃金をいつも押えていくというやり方がほんとうにいかどうか非常に大きな問題です。私は鐵錠に因縁しておりますから、鐵錠で具体的に例をあげますが、今、爾人語が不況だ不況だと言つておりますが、去年一年間過当競争でやつたために

日本の輸出において約九十億くらい業者が損しております。ただ競争だけ激しくやみからで、そういう過当競争というのはいつも賃金の二倍二倍とか始めてきていて、それで賃金格差がどんどん激しくなってきておりますし、貧富がだんだん激しくなつてゐる。例をあけると五百人以上の会社二万三千人以下の事業場では賃金は半分以下になる。それだけ聞いてきていい。

日とともにだんだん聞いていく。経営者側として待つてくれと言うのです。日本は産業構造がそこだから三年古いし五年待つてもらいたいと言うのです。二年、三年、五年待つて中小企業と大きい企業との格差がなくなるとか短かくなればまだ理由があるが、そうではなくに一年ごとに聞いてくるのでですから、一日も早く二入れしないと中小企業の方が悪くなる。

最低賃金は中小企業をつぶすよう法案ではなしに健全な経営に置きかえていく法案である。そういうことで世界の四十カ国で最低賃金制が導入されていながら、ですけれども、その実例から見ても経営者だけの考え方で賃金を止めるとでは

なしに、労働者の意見を聞いてきめるというやり方が各国のやり方になつてゐる。だから経営者の頭を切りかえないとには困る。松うと損するんだといふ考え方か先行していふが、実際の例は決してそうじやないのです。

最低賃金がさまたたために企業がつぶれたという例を私は聞きたい。よほど経営者が無能かでためね経営をやつておればそらかもしけないが、そこに三者の構成できめた賃金によつてその企業がつぶれたという例は業者同協定にも各国の例にもないと思う。

○ 次田委員 同時になまけ者を作り出しあはせぬか。

○ 潤田委員 なまけ者を作り出すかどうかという議論は社会保障制度の問題ともいふ。私は日本人の勤勉さからいって、どこの国に出しても日本の労働者は勤勉さが劣るとは考えられない。

○ 田辺委員代理 従来の次議は、たとえば新長期至済計画でござりますね、これには十分取り入れております。つまり次議の問題意識なり方向、大綱は十

分取り入れてあります。それからそれに関連して人口問題審議会の審議なんですが、ほかにもたとえば最低賃金の問題は中央賃金審議会がありますし、海外移住の問題ならその審議会もありますし、他のたくさんの中の審議会がありますから、それと同じことを審議しても意味ありませんから、やはり問題意識なり方向なり大綱を読んでいたたくことかいりやないか、そうしないとお互いに利害関係にあらざることになるとほかの審議会においてのてんやわんやの二の舞をやりますから、今日私たちが出しましたのは、むしろカニういう現状の分析をして共通した問題意識を持つて国民なり政府を啓発するということであつて、やはり対策の内容はそれぞれの審議会があらからそれをアッショウしたり同じ問題意識を与えたり出したり方向を与えたりというようなもつと大局的な立場の御審議が必要ではないかということを感じて依頼を受けたわけでございます。

○ 工藤委員 時間の問題は対策のところに一覧としては出でていなければ、正常反る雇用ということにあなたが御心配になつている時間の問題はその時にはその

時には意識はしておつたのです。前にも書いてあるように四十八時間制の労働はだんだん減つている、パート・タイムの労働者はふえてあります。それから企業によつて時間が長い、そこに付いている人の希望によつてやつていい及二万もあります。そういう不自然な形を改めて正常な雇用に持つていく、そうすると時間の問題も二に含まれて一日八時間なら八時間に持つていく、こういうことにならぬのじやないか。

○寺尾部会長代理　庵田さんのおつしやることとはそういうことと違つて、全般的な傾向として次第次第に労働時間を短縮していくのがノーマルなプロセスだこういうお考えなんでしょう。

○庵田委員　基準法の四十八時間も再検討すべきだと考えますけれども、その事前の措置も必要なんです。現在賃金の約二割は残業賃金、その残業賃金を正常な形に一やん千エツクしないと潜在労働者がだんだんふえてくるという形です。二

段構えて……。

○工藤委員 そうなふと現在働いている人が残業賃金をもらえないために賃金が減る
というよう友問題もだいぶ起つてゐる。なかなか一挙に持つていくことはむず
かしいのですから――。

○庵田委員 賃金が安いから残業するのですよ。

○工藤委員 労働時間を短縮することも結構ですが、あまり極端にならぬと……。
アメリカあたりの労働者を聞いてみると、休みが多過ぎて少づかいが要つて困
る。それから去年の秋頃労働者組合から労働時間を短縮しろという意見を出さ
れましたか、反響が悪い。現在の四十時間をさらに三十三時間にしなければな
らぬという意見は行き過ぎたという意見が多かつた。その国の経済構造に合わ
した正常な時間にするという考え方でないと、それに歩調を合せぬという考え方
でないと行き過ぎが出てく。

それから賀川先生からもつと具体的に書いてもらいたいというお話をあります
した。その点ごもつともなんで、こういう審議会の答申はそうあるべきです。

しかし一面考えてみますと、具体的な問題を網羅して書くことはなかなかむずかしい。あとで攻撃を受けた、こういう問題がある、こういう問題があるなどいうことで結局抽象的で結論になります。さつと厚生省からもお話をありましたように方向というようなものを示しまして、実施するという時に具体的な問題を考えよう、こういう考え方でありますから御了承願います。

○寺尾部会長代理 労働省の方に今の問題について御意見等を伺っておきましょう。

○有馬幹事代理 私労働省の所管は違いますが産業安定局の者であります。労働基準局の係の方は参つておりません。雇用審議会から答申がありました超過労働時間の短縮の問題だと思います。不當に長い超過労働時間の問題につきましては雇用審議会からも雇用健全化の見地その他雇用の改善、労働者の福祉というような見地から非常に結構ではないかというような答申も出ておりますし、労働省としても基本的にはその趣につきましては雇用審議会の答申を得て同調といいますかおおむね適当な考え方だと思つております。ただそういう問題を避れ

まして、一般に労働時間をこれ以上短縮することが雇用問題、労働の福祉問題、その他の面からいって是か非かというようなような問題につきましては、いろいろ具体的な労働、企業の問題、それから条件の問題におきまして問題がありますので、これを一がいにどうということは労働省としてまだ結論を下し得る段階には達しておらない。先程申し上げましたように雇用審議会から出でおります不当に長い超過労働時間、たとえば三十六条協定を結んではいても別に不当に長い超過労働時間につきましてはそういう考え方を持つていいわけでございますけれども、一般的にたとえは現在の労働時間を一律にこうするというような問題につきましてはいろいろ具体的な条件その他の問題がござりますので、労働者の立場においてこれが良いか悪いかという二とはこの際申し上げる二とは差し控えさせていただきたい、こういうふうに存じております。ただ私おくれて参りましたので論議の過程を存じておりませんから……。

○寺尾部会長代理　ここで論議しているのは雇用の拡大という意味から問題を論じて

いふのですから多少立場は違うわけです。やはり同じ労働量があつた場合にそれを何人でやるか、十人でやるか二十人でやるか、これは労働時間の問題にすいぶん関係があるわけですから、さつき瀧田二人のおつしやつたように前のところに時間の問題が出てゐるのにあとに出ていないのはちよつとあかしいよう思つてゐます。これもこれもどうせ詳しくは出でいるわけじゃないのですから、例えはさつき言つたような重要な移民の問題ですらも二、三字しか出でりないのでですから、非常に長い文字は要らぬと思うのですが、やはりそういう問題があるといふことは書いていただきたいことかいりでしよう。

○瀧川委員 私は瀧田君の意見に賛成なんです。イギリスは御承知の通り土曜、日曜休んで労働時間は一日七時間にしてゐる。潜在失業者に仕事を与えようとしている。日本では国民がこれほど勤勉であればやれるでしょうが、日本には日本の習慣があつて油を売ぬようなくせがあるのですから、労働を時間的に分配するようなつもりで、それを直して行くようにしてでもはつきりとも

しも二の国会に出る友らばはつきり書いておいたらい。一行でも半行てもいい。

五

○寺尾部会長代理 いかがでじようか、先程からいろいろ御意見が出ましたけれども、

先程永井会長から御説明がありました通り、この決議案は非常に短かい期間内にまとめるなければならぬ、何か十七日までという非常に限られた時間なんですが、

改めてここで文章を書き直すということはとても時間がいらないらしい。従つて特に訂正を要するところをもう一ぺんハッキリあつしやつていただきて、ごされば会長と起草委員長と副会長、そういった方々に訂正をおまかせ願え友いか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有馬幹事代理 基本的には結構ですが、ちょっと表現の問題で数点ほど訂正していただきたいと思う点がございますので、これはやはり今申し上げておいた方がよろしいと思うのですか、こんなものでしようか。

○寺尾部会長代理 どうぞ。

○有馬幹事代理 それでは具体的に申し上げます。

まず一ページの十二行目から二ページの三行目にかけまして「しかしながら主として工業部門に吸収された労働力も、云々とありますて「不完全就業層の肥大」という形で行われている」という表現がござりますけれども、一画ニラいう見方もありますが、事実から見ますと不完全就業層をどういう形でとられるという点にはと議論があります。

たとえば所得の問題、就業意識の問題との他の問題から見まして、この内の経済拡大によつて不完全就業層を解消するに至らなかつたという表現にしていただからないと、不完全就業が果して肥大したかという点をとつてみまして、例えは労働白書等をとつてみましても、就業意識の問題、転業や就業希望というような表をとつてみれば、そう著しく減つてしまいか若千減つてゐるというような数字も出ておりますので、肥大」というと数字そのものはふえていふと、いうように事実を誤解されるとそれもありますから、この点は修正をお願いし

た方がいいのではないか。経済の拡大によつても不完全就業層を解消するには至らなかつた」という趣旨でお書き直しを願いたいわけあります。

次に二ページの八行目から十行目でござりますけれども、「現に昭和三十二年一二月一七日に発表された新長期経済計画においても、」とありますて「雇用状況はより悪化するであろうとわれわれは考へざるを得ない。」というふうにござりますけれども、これは長期経済計画の眞相につきましては、やはり誤解を与えぬおそれもありますので、この書いてある趣旨はわかるのですが、要するに新長期経済計画の目標とする不完全就業層の吸收のためには同計画の予定する経済成長率のもとにあつては格段の努力を必要とする、というような趣旨に書いていただかないとちよつと誤解すると思ひます。長期經濟計画につきましては要するに掌識経験者の方によつてござました一応大・五%というものは潜在失業解消の点からいえば妥当としてはあられまいという点があるのですが、国際收支のかね合におりてああいうことを決定され、しかもそれを補充すべく最低

賃金制そのほかの施策も打ち出されておりますので、やはり趣旨を誤解させないためには格段の努力が必要とす、六・五%だけでは安易としてはいられない、こういうように表現を変えていたたかのが適切じゃないかと思ひます。

次に三ページの十一行目から十四行目にかけて「したがつてこのような潜在失業は「云々とありますて「真剣な政策の対象として取り上げられることがなかつた」とつてよい。」といふのがござりますけれども、これもいろいろな見方はあると思ひますが、これはちよつと政府の言い訳的にとられるかもしませんけれども、潜在失業問題の重要性の認識は政府としては従来あつたわけでござります。ただその解決が非常に困難で、政策推進の組織的努力が今日これなかつたというような趣旨に変わっていたたきたい、かように存するわけであります。この表現にいたしますと、普通の二とじて見逃しており、むしろこれに触れない方が政治的にも行政的にも眞明とされ真剣な政策の対象として取り上げられた二とがなかつたというのかございますが、これは解説としては非常にいいと思ひ

ますが、やはり人口問題審議会の表現としてはちょっとさらつくと申しますが、この趣旨は確かにがあるのでわれわれ耳痛いところもあるのであります。その辺をもう少し円満に、認識はあつたが問題が非常に困難なので手のつけようがないかつたというように表現をきりつかせないよう直してもらいたい。

それから第一部現状の分析のところでございますが、ページ十二行目から十三行目にかけて「週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者は年毎に減つており」とござりますけれども、これは若干停滞的傾向にはありますが、減少傾向にはございませんので、ほかの長時間や短時間との相対的な比率という点からはよいのでござりますが、これで見ると絶対数が三十八から四十の一一番いいところの数がだんだん減つてしまふふうに誤解されます。実際の数を見ますと、二十六年が千百四十七万に対しまして三十一年は千百五十四万、三十二年十一月は千百十三万、伸び悩んでいるという表現は当つてあります。それから長時間、短時間が割合ふえてあります。伸び

悩んでいるという表現は当つていいと思ひますが、「年毎に減つており」という表現は絶対数として事実相違いたしますのでこの点は御訂正を願いたい。

次に十三ページの一行目から三行目でござりますが、「もし又、ニ。オ以上の成人雇用者についても」とありますて、「計三百三十五万、全雇用者の一四%にも達し」とありますか、これにつきましても表現をもう少し適切にしていただければありがたいと存するわけであります。「潜在失業的就業者と考える」というのがございますが、ほかのところとの関係からいつて月六千円未滿だけを潜在失業的と考えるということはちよつと大胆卒直に過ぎると思ひます。たとえば所得が少くても所得が少いだけをもつて潜在失業的就業者と考えるという表現につきましては取つていただくがほかの表現にしていただく方がよいのではないか、かように存するわけであります。

次に二部の対策の方向でございますが、十三ページ十一行目から十四行目にかけまして「從来の過剰人口対策が」とありますて、「これを潜在化さうとす

る方向かう方たされた」というのがありますか、確かに昔は二通りあるつたかもしないと思ひますが、終戦直後におきましては経済の混乱期におきましてやむを得ざる手段として帰農政策をとらした点があります。この点からいえば正しいと思ひますが、新長期経済計画においては産業の拡大による過剰労働力の吸收を基調としていることがありまして、むしろ就業者の絶対増加いうことより家族従事者等を大幅に減らしまして雇用者を年々八十三万ふやしていくといふことになつてありますので、確かに古い終戦当時のことにつきましてはこの通りでござりますが、新長期至済計画等も勘案しましてそこまでさびしくいつていだかなくともよろしいのじやないかと考えるのであります。次に十四ページ三行目から五行目でござりますが、丁度の結果は至済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は至済外的友放食政策的な方向をとつたり、場合によつては右安対策的な傾向をもおびざるを得なかつた。」とあります。救貧政策的なものは確かにあつたと思ひますが、われわれ政府当局から言うの

は方よつとおかしいのであります、治安対策的という力は少くとも終戦後に
おいては民主的憲法のもとにおいてなかつたという信念のもとにおいてやつて
おりますので、これは解説としてはいいのですが、やはり一応救食政策
的な要素をも包含していたという表現にしていただきたいと存するのであります。
われわれ政府部門でありますので、自分で否定するのもどうかと思ひます
が、救食政策的要素という程度にほかしていただきたいのでござります。

次に第三部の対策の内容でございますが、三十四ページの「財政措置と国内
体制の整備」という内容に「行政機関相互の緊密な連繫」というのがあります。
これはわれわれとしても非常に結構で労働省としても是非やつていただきたい
と違うわけであります。これについては更に一步を進めて潜在失業対策を含め
た雇用政策すべての推進を目的とする独自の機関の整備を必要とする、その程
度まで強く言っていたがかなりと、今日お集りの方々は別として一般的にまた
認識が足らぬと思ひますので、もう少し強力にうたつていただきたいと存じま

す。

次に最後に産業教育とかいろいろ言われてありますけれども、これも或田引水
たいなことはどうかと思いますが、労働省においても職業訓練制度などで
今回通常国会にも法案の提出を用意しまして、従来の技能者養成、職業補導、そ
ういうものを打つて一丸としてやってありますので、二点いう点も相当効果があ
期待されると思いますので、産業教育とか教育制度の刷新とともに職業訓練制度の
整備拡充について強調していただきたい。かように存するのであります。

以上おくれて参りまして失礼なことはかり申し上げましたが、労働省としてはで
きますならば、以上のよう表現を訂正していただければありがたいと存するの
であります。

○寺尾部会長代理　今のお教育制度の問題ですか、私も学校の教員の一人で至満学部の

教師としてこの問題には特別の関心を持つております。やはりこれも人口の質
の問題の中でもつと慎重に取り扱われてしかるべきものだと考えております。

私自身最近放送の経済学という妙な本を書いたりして教育というものの正直率的な面から再検討する必要があるたまうと考えております。ここではたつた半行にしか書いてありませんけれども、この重要性は十分認識しておかつもりですから、第二部で取り上げて見たいと思います。

○鹿田委員 今労働省の言われた二ページの不完全就業者の肥大ということはよくないということですが、労働者の立場としては統計的にはつきりつかみにくいかもしれぬが、一般的に認識していふことはそんなことですよ。数字を押える時点にもよります。去年夏ごろまでよかつたが、九月以来急激に悪くなってきてる。今あなたはそんなに悪くならないといふ見通しを経済成長率に関連して書かれたが、最近の特徴は経済成長率はずしも雇用の安定を意味していはないのですよ。技術の革新時代に、各産業ともオートメーション化していく段階において経済が成長したがらといって必ずしも雇用を増大していく、ということにはづいていない。だから悪化するであろう、あるいは不完全就業層の肥大という二

六
とは国民一般の認識で、産業人としてもそう思つてゐる。労働者としては遠慮しないで出す方がむしろ実態にも合つてゐる。

○南馬幹事代理 滝田先生のお言葉でござりますが、潜在失業問題の警鐘を乱打したのは人口問題審議会もありましたが、完全失業者の数の増減に一喜一憂していたのは労働省です。日本の労働問題は不完全就業にあつたと云ふことを盛んに吉つて、政府としては大阻しあさるほど言つていたのは私どもだつたのです。

滝田先生の言われたのは短期的に見れば経済が鈍化すれば不完全就業が若干ふえる、来年の年次計画におましても雇用がむしろ鈍化するときは家族就業者がある程度ふくらむ、そういう中には不完全就業もあるということは認めてい るわけです。認めてあります、ここで言うのは長期的五六年ないし六年の見通しを言つていふのだと想うのです。これについては転業、就業希望数字を見てみましても、去年の三月では二百六十五万で前年三月の労働力調査の数字に比べれば減つてゐる。いろいろな考え方はあると思うのですが、そういうこ

とで肥大というのは減つていいという程度ならいいが、肥大というのは何か危機かくさんじやないかといふ族まつた印象を与えるおそれもありますので、そういう点を直していただきたいと思うのです。

○ 麻田委員 国民的な感じとしてはこの心配を少し強めて表現するくらいにして決して行き過ぎじゃない。

○ 有馬幹事代理 もつとも私どもは官吏でありまして意見を申し上げるだけあとは先生方の方で……。

○ 麻田委員 これで一番大事なことは、これを出して政府と党にどれだけ反映するか、二二の討議よりもそれが重要です。私はずっと厚生省関係、社会保障関係を見えておって、答申案を作つて発表するまでは一生懸命であるがそれで終りになつてゐる。政府の政策なり与党の人たちをどう啓蒙するかという二つについてはほんと継続的にやらなければいけないのが実態ではないかと思います。これからい一字一句討議するくらいなら答申案を政府にどれだけやらせるかということに

重点を置かなければならぬ。それが出さなくとも同じような状態で実際の政局は動いている。その方をもう少し議論すべきで総会でやるべきだと思う。

だから 労働省から言われても厚生省から言わてもそろは反対しませんけれども、こういふ心配事は政府に對して強く言つて政党に警告を与えるくらいにやらなければならぬ。それでなおかつやらぬのですからよがろうと思うのです。

○寺尾部会長代理

今のは問題に因連してさつさ沢田先生から御要望がありました矣。

この前の決議が一体どういうふうに取り扱われたかということを今度恐れ入りますが会長から御報告願えれば……どうも出しばなしでとうなつたかわからほないので心細いから……

○黒木企画室長

これは大いに経済企画庁が認識を改めている。今まで経済の成長だけを考えておつた、何のための経済計画かといふことが実はうたつてなかつた。

それを雇用とか民生安定とか社会保障を打ち出してそういう項目を置いてきた。

しかも最低賃金もここまできたので相当啓蒙はされてきましたのです。

○寺尾部会長代理 第一回の決議案は家族計画に関するものであったのですが、あれは確かにいろいろな形で取り上げられた、形の上でわかつたのです。第二は純粹の人口問題といえるかどうかわかりませんが、それからとも思いますがどう

○滝田委員 経済閣僚会議は前には労働大臣が入つてなかつた、そんなやり方をして

しておつてたた産業の規模の大きくなることや生産量の増大ばかりに重きを置いておつて社会政策は全然経済政策と離れておつた。閣議の運営自体に誤まりを犯しているくらいですから、新聞発表用になつてしまつてゐる。今後の答申にはもう少し事後措置について厳重にやらせるようになってもらいたい。

○寺尾部会長代理 そうすると工藤先生が起草委員長の立場からただいま拝聴したことを見破つてもう一べん検討して修正する筈は修正するようにあまかせ願えますか

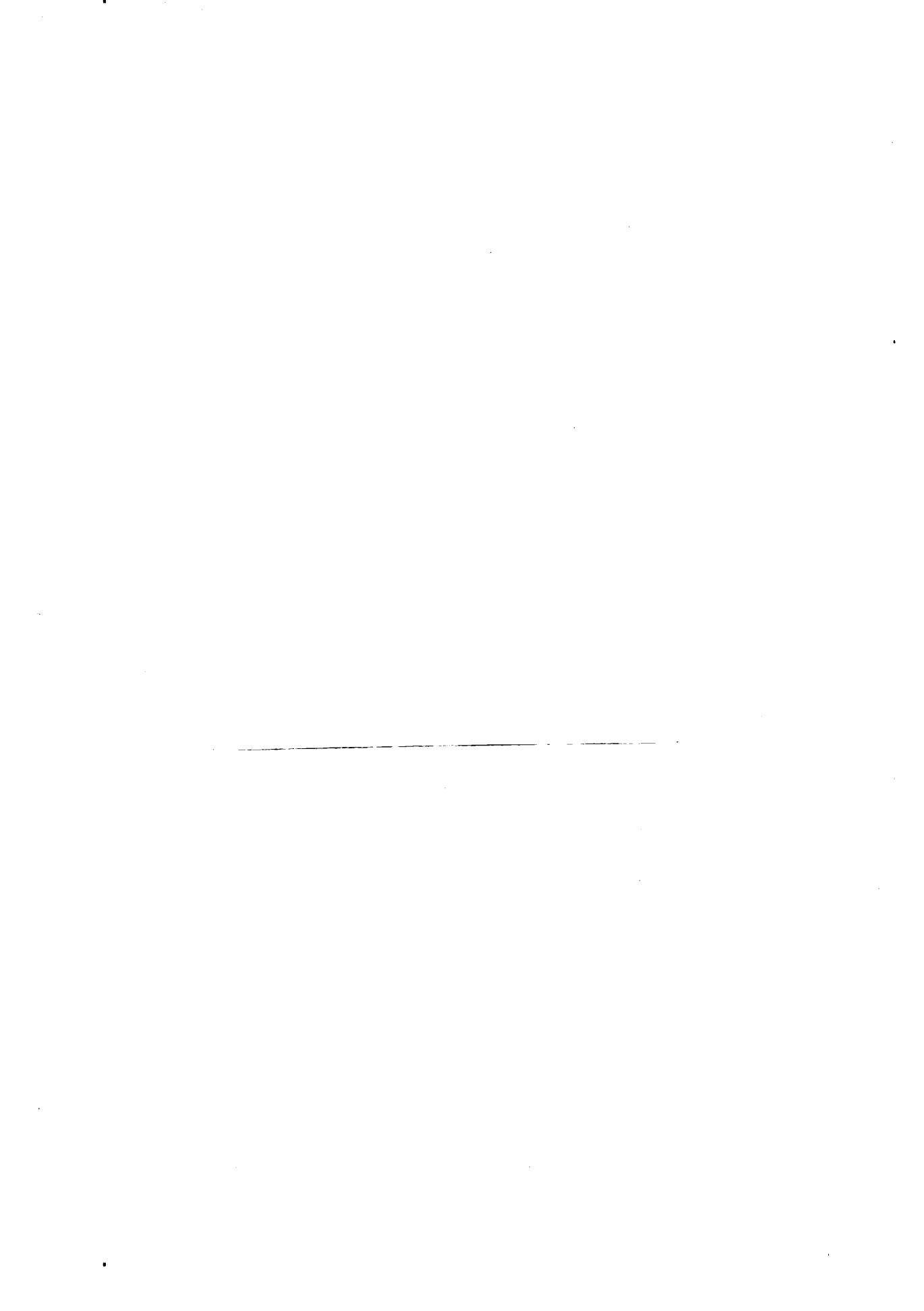
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

六四

○寺尾部会長代理 ではそのように決定いたしました。

今日の議題はこれで一応終りました。どうもありがとうございました。

午後二時三十分散会



国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 2 5